

令和8年度 重要事項チェックシート

※児童1名につき1枚提出してください。

施設名	
児童名	

このチェックシートは、入所とその後の手続きの中で、とても重要なことを記載したものです。必ずご確認ください、ご確認後に☑を記入してください。（在園児の方も、必ず提出してください。）

確認内容（内容確認後に、右欄に☑を記入してください。）	チェック☑
「令和8年度保育所・認定こども園入所受付について」や「保育所・認定こども園のしおり」をよく読んで申請してください。	<input type="checkbox"/>
提出する書類はすべて、ボールペン等で記入するか、パソコン等で入力してください。鉛筆や消せるボールペンでの記入、修正液等の使用がある書類は受付できません。	<input type="checkbox"/>
第1希望の施設に入所できない場合もありますので、第2希望以降の施設も記入してください。ただし、第1希望の施設が受入調整不可の際は、保護者へ連絡し改めて希望を伺います。	<input type="checkbox"/>
入所申請した後や入所後に申請内容に変更が生じた場合、すみやかに子育て支援課または利用中の施設に連絡し、必要な手続きを行ってください。（就労・離職・産休・育休・婚姻・離婚・転居・転出など）	<input type="checkbox"/>
月の途中で保育の必要量（標準時間と短時間）の変更はできません。翌月からの適用となります。また、短時間から標準時間の変更を希望する場合、新たに就労証明書等必要書類を提出する際に、標準時間希望である旨を申し出てください。	<input type="checkbox"/>
柳川市外へ転出する場合は、退所となります。在園していた施設を利用することができるのは、転出する月の月末までです。	<input type="checkbox"/>
退所したい月の月末までに退所届を提出されない限り、保育所等を利用していなくても月額利用料がかかります。日割りはありません。	<input type="checkbox"/>
保護者の所得が未申告の場合、保育料の算定や副食費徴収免除対象の判定ができないため、必ず所得申告を済ませてください。未申告の場合、暫定として最高階層で決定します。その後、所得申告があった場合は、該当月に遡って再算定します。	<input type="checkbox"/>
保育料について、父母の収入が一定の基準以下の場合、同居の祖父母いずれかの市町村民税を算入して決定します。	<input type="checkbox"/>
育休からの復職の場合、復帰日の2週間前の日が属する月の1日から入所可能です。（例：5月14日復帰→4月入所可能、5月15日復帰→5月入所可能） 就労証明書の⑪復職（予定）年月日の記載を確認してください。	<input type="checkbox"/> ※育休からの復帰の方のみ
自営業で、昨年中の所得申告をしていない方は、就労証明書の備考欄に今年中の所得申告予定を記入してください。所得申告ができない場合は、その理由を記入してください。また、所得申告予定と記載のある方は、後日申告状況を確認します。	<input type="checkbox"/> ※自営業の方のみ
産休や育休中（産前8週～出産後1歳になる月の月末まで）の方は、出産した（予定の）子どもの母子手帳の写しを提出してください。	<input type="checkbox"/> ※産休・育休中の方のみ
出産後1年を超えて育休を取得する場合、または、（1年未満であっても）両親が同時に育休を取得する場合、保育の必要量は短時間です。育休期間の記載がある就労証明書を提出してください。	<input type="checkbox"/> ※産休・育休中の方のみ
入所選考や教育・保育給付認定は、期限内に提出された書類によって決定します。	<input type="checkbox"/>
ただし、必要に応じて、世帯状況や市区町村民税の情報、就労状況等の調査をすることがあります。	<input type="checkbox"/>
虚偽の申請をした場合は利用決定を取り消します。	<input type="checkbox"/>

重要事項について、上記の内容をすべて確認しました。

保護者氏名 _____